

四万十市告示第110の2号

景観計画の変更について

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく景観計画を改定したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年12月17日

四万十市長 山下 元一郎



記

- 1 変更した景観計画の名称
四万十川景観計画
- 2 変更の概要
 - (1) 届出対象行為及び景観形成基準の改正
 - (2) 「景観重要公共施設の整備に関する事項」の新設
- 3 効力の発生する日
令和8年4月1日
- 4 縦覧場所
(本庁)
四万十市中村大橋通四丁目10番地
四万十市役所環境生活課

(西土佐総合支所)
四万十市西土佐江川崎2445番地2
西土佐総合支所地域企画課